

## 矢板市建築物木材需要拡大事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、たかはら材の需要拡大を図るため、市内において建築物の新築及び増改築等をする場合（以下「建築等」という。）に、補助金を支給することにより、本市の林業・木材産業の活性化を通じた、2050年カーボンニュートラルの実現や森林環境と資源の保全及び地域経済の発展に資する。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいう。
- (2) たかはら材 森林組合、市内製材業者、木材販売業者等により矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町、旧塩原町内で産出された木材であることが証明された木材をいう。
- (3) 新築 市内に新しく建築物を建てることをいう。
- (4) 増改築等 市内の建築物を増築、改築、改修することをいう。
- (5) 木工品 木材を使って作られた製品のことで、家具類や雑貨等小物類のことをいう。

### (補助金の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に建築物の建築等をする者（市税等の滞納がある者（住宅に供する場合は世帯員を含む。）を除く。）とする。

### (補助金の交付)

第4条 次に掲げる要件を全て満たす補助対象者に対して補助金を交付する。

- (1) 新築の場合は、たかはら材を5 m<sup>3</sup>以上、増改築等の場合はたかはら材を1m<sup>3</sup>以上使用すること。
- (2) 建築物の完成後にたかはら材のPR版を掲示すること。
- (3) 新築の場合は、上棟前に申請し、かつ当該申請の日の属する年度の3月末までに上棟を完了すること。
- (4) 増改築等の場合は、着工前に申請し、かつ当該申請の日の属する年度の3月末までに工事を完了すること。

(補助金の額)

第5条 予算の範囲内において、たかはら材の使用量（木工品を含む。）に応じ、1 m<sup>3</sup>（小数点以下切捨て）当たり2万円とする。ただし、新築の場合は上限額を40万円、増改築等の場合は上限額を20万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、新築の場合は上棟前までに、増改築等の場合は着工前までに、矢板市建築物木材需要拡大事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 平面図（たかはら材の使用場所を明示したもの）
- (2) 位置図
- (3) 市税等の納税証明書（住宅に供する場合は世帯員全員分）
- (4) 住民票の写し（住宅に供する場合は世帯員全員分が記載されているもの）又は法人登記事項証明書の写し
- (5) たかはら材使用量が分かる資料

(補助金の交付決定及び通知書類)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請の提出があったときは、速やかにその内容

を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することに決定した者に対しては、矢板市建築物木材需要拡大事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては、矢板市建築物木材需要拡大事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）によりそれぞれ通知する。

（計画変更申請書等）

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定を受けた後、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、矢板市建築物木材需要拡大事業補助金計画変更申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

（計画変更承認）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、適当であると認めるときは、当該補助対象者に矢板市建築物木材需要拡大事業計画変更承認通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告書）

第10条 補助対象者は、たかはら材の使用終了後当該年度内に矢板市建築物木材需要拡大事業実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 出荷証明書
- (2) 木材使用状況等が分かる写真等
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及

び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、矢板市建築物木材需要拡大事業補助金交付額確定通知書（別記様式第7号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求書等）

第12条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、矢板市建築物木材需要拡大事業補助金交付請求書（別記様式第8号）により補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助対象者が補助金の交付条件に違反したときは、補助金を返還させることができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。